

岡崎市議会議長 様

支出番号	
------	--

会派名 民政クラブ
代表者名 加藤 嘉哉

以下のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 報 告 書

令和 7 年 6 月 18 日 提出

活動年月日	令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 5 月 9 日（金）	
氏名	瀬戸 清太郎	
用務先 及び 内 容	1 5 月 7 日	用務先 滋賀県大津市
		内 容 令和 7 年度市町村議会議員研修 [3 日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」
	2 5 月 8 日	用務先 滋賀県大津市
		内 容 令和 7 年度市町村議会議員研修 [3 日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」
	3 5 月 9 日	用務先 滋賀県大津市
		内 容 令和 7 年度市町村議会議員研修 [3 日間コース] 「新人議員のための地方自治の基本」
	4 月 日	用務先
		内 容
備 考		

会派・議員名	岡崎市議会民政クラブ 瀬戸清太郎
研修日時	令和7年5月7日(水) 12:30 ~ 5月9日(金) 12:15
研修先	全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市)
研修内容	令和7年度市町村議会議員研修[3日間コース](JIAM) 「新人議員のための地方自治の基本」
選定理由(目的)	地方議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を学び今後の議員活動に活かす。また、全国の市区町村議会議員が集う場で、地方自治に関する様々な情報交換や意見交換を通じ自己の知見を深めるとともにネットワークを築く。
研修概要及び評価	● 5月7日(水) 1日目 1, 講義①『地方自治の基本』 講師 同志社大学政策学部 大学院総合政策科学研究所 教授 野田 遊 氏 (1) 要旨 これからの地方自治を考える上で、地方議員が理解しておくべき地方自治制度に関する基本事項や、地方分権改革の経緯について学ぶ。また、地方自治を取り巻く最新の動向についても様々な観点から考える。 (2) 概要 地方自治とは、市町村民が政策を形成する住民自治と、国や府県ではなく市町村が政策を形成する団体自治を併せ持つ。日本は単一性国家であり、あくまでも主権は中央政府だが、『分権(権限を自治体へ分散)』と『融合(国と共に仕事をする)』を併せ持つ地方自治制度を有している。 (講義ポイント) 【2000年以降の地方分権】※主権はあくまで中央政府が保持 集権 分離 分権 + 融合 日本は政策も財政も国と自治体が融合的に実施 【第一次分権改革】 地方分権一括法⇒機関委任事務制度の廃止。国の関与のルール化。⇒国と自治体は対等 財政と議会の機能について、本市も昨年度地方交付税交付団体へと移行したが、地方公共団体が持続可能な団体となり続けるには、『定住・交流人口増加、企業立地』による税収増は必要だが、それ以前に公共施設の統廃合やデジタル化の推進、広域連携の検討といった行財政改革も必要である。 そのためにも、公共的な問題の解決には、二代表制の執政制度である首長の予算提出権に対し、議会の議決権を行使して多様な主体をうまく管理することが求められる。また、公とは、社会一般に利害を有する性質があり、本市も財政歳入の5割弱を占める市税、2割弱の国庫支出金、その他歳入も多く、この財源はみんなの税金であることから、使途は民主的決定かつ効率的な使用が求められる。そのため、議員による予算や執行機能のチェック義務を果たさなければならない。 2, 講義②『地方議会制度について』 講師 全国市議会議長会 企画議事部 篠田 光洋 氏 (1) 要旨 地方議会の仕組みや地方議員に関する基本的事項について、法や標準会議規則の規定及び具体的事例を基に理解を深める。 (2) 概要 地方議会や議員には、地域の多様な民意を集約し、広い知見から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会の在り方を検討することが求められている。そのことを軸に、主に地方自治法より、地方議会の権限・権利・義務・発言と責任・兼職兼業・本会議や委員会の運営について、資料に基づきポイント解説を始め議会制度全般を受講した。 なお、令和5年4月26日の地方自治法改正案が参院本会議で可決成立し地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明文化された。(令和5年5月8日施行)



JIAM 玄関前にて



JIAM 研修パンフレット

(講義ポイント)

【地方議会の役割等に係わる地方自治法の規定】

法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。



法改正後

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。
②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

地方自治法における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

● 5月8日(木) 2日目

1. 講義①『地方議会と自治体財政』

講師 武蔵川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎 氏

(1) 要旨

予算・決算の仕組みや地方交付税制度など、市町村議会議員が知っておきたい自治体財政の仕組みやポイントを基礎から学ぶ。

(2) 概要

国の予算・地方自治体の予算制度について主に解説があった。自治体予算における地方公共団体と民間企業の会計の考え方の違いとして、利益追求の民間に対し、住民福祉の増進という地方公共団体固有の特色があることや、予算案のチェックポイントや予算編成から決算までの流れ・予算の意義や種類等、議員が理解すべき内容であった。

(講義ポイント)

【①予算公開の原則】

- ・住民への公共サービスの提供は、予算によって実現される。
- ・予算について、住民に理解され、協力を得ることが必要。
- ・予算への住民への公表、分かりやすい工夫が必要。

首長・議会の権限

首長

発案権

議会

議決権

【②予算案の3つの視点】

1. 予算全体への視点
予算規模、財源不足発生の有無、一般財源の確保の状況
2. 健全な財政運営の視点
将来の財政負担の見通しと抑制、義務的経費や基金の積立・取崩の状況、行財政改革の推進
3. 予算に盛り込まれた政策・事業への視点

2. 講義②『条例と政策の審査・立案』

講師 元衆議院法制局参事 吉田 利宏 氏

(1) 要旨

条例審査や条例提案にあたって市町村議会議員に必要な基本的な視点や考え方、ポイントなどを学ぶ。また、グループ演習では条例に関する課題の討議、条例立案(目的規定)を作成し、講師と参加者から講評頂き、習得度の確認やグループで意見を出し合って条例をまとめる術を身に付ける。

(2) 概要

法律に地方公共団体の責務や市町村計画策定の努力義務が規定されており、法律補完型条例のような条例が増えてきている。条例立案のためには、住民からどうしてほしいかが問題かを探り、条例による部分と条例を必要としない部分とに問題解決手法を分類する。作成にあたっては各規定の表出順位を参考に理解しやすい条文に心がけること。

(講義ポイント)

【条例に用いる手法】

- ・法律に定める「基本方針」や「基本理念」にメリハリを付したり一部具体化する。
- ・法律で「策定することができる」とされている計画の策定を義務付ける。
- ・法律で「その地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する」とされている事業の具体化。
- ・財政上の措置規定を置いて、事業予算を後押しする。

【②条例内に用いる各規定類】

趣旨規定(目的規定に代えて)、定義規定(用語の定義)、責務規定、実態的規定、罰則、附則

(3) 条例立案に関するグループ演習

グループに分かれ事前課題の紹介、共通例題から実際の条例をグループで作成し発表。各グループの投票にて優秀作を選定した。内容や規定類の順序といった基本的事項も重要視されたが、分かりやすい文脈の条例に得票が集まった。

● 5月9日(金) 3日目

1, 講義①『これからの地方議員に期待されていること』

(テーマ1) 多様な人材の地方議会への参画促進について

(テーマ2) 我が国における地方議会のデジタル化について

講師 慶應義塾大学法学部政治学科 教授 谷口 尚子 氏

(1) テーマ1 要旨

地方の課題が多様化・複雑化している近年、地方議員が住民の期待と信頼に応えるためには、地方自治の仕組みや議会の役割、自治体の実情への理解の他、議員自身の資質の向上が求められる。また、主権者教育や多様な人材の政治参画について学ぶことで、民主主義について今一度考える。

(2) テーマ2 要旨

議会の多様化やデジタル化、SNSの影響などを学び、行政や政治のDXや民主主義のバージョンアップをどうすべきか研究事例を基に理解を深める。

(3) 概要

(テーマ①)

近年の地方議会における投票率の低下は社会問題と化しており、多様な人材の参画促進は議会を活性化するに留まらず、日本の民主主義制度の根幹を揺るがし得ないインシデントになりつつある。地方議会の役割の変化も垣間見える現在、投票率を向上させるには、政策に関する質を高めることや、インセンティブの発信、候補者の掲げる政策を分かりやすく情報発信する他、さらに自分事として捉え、投票意欲を高めてもらうためには高校生を中心とした実習形式の『主権者教育』を充実させることも必要であり、そのことで、さらには地方議員候補者(なり手)に繋がる可能性へと広がる。

(テーマ②)

日本の地方議会に対する住民の無関心や不信は、現在でも活用されている議会WEBサイトを通じた単方向のデジタルコミュニケーションに起因するタイムラグや距離感にも一因があると言える。従来のWEBは告知や広報で十分に活用されている一方で、議員から発信するSNSやブログは、炎上や差別的表現という懸念材料も拭えない。しかし、コミュニケーションは双方向が基本であり、住民との直接的な意見交換や交流目的のオンライン化を視野に入れ、市政に関心を持ってもらう事で新たな有権者の参入や表出に繋がる可能性もある。ただし、行き過ぎた議会監視の恐れもあり、様々なハラスメントや議会の萎縮や議論の潜在化により、なり手不足を助長する可能性もある。

(講義ポイント)

【地方議会の改革】

- ・オンライン化:議会活動の空間的・時間的制約を減じ、子育てや介護等に忙しい議員に配慮。
- ・選挙や議会に関するオンラインプラットフォームの充実で、候補者・争点情報を提供。
- ・議会内の意識改革として、参入障壁となりやすい様々なハラスメントを防止。
- ・議員職に関心を持つ人向けの研修や若者・女性候補者への支援策(費用・時間等)

【地方議会の役割の変化】

- ・地域の成長促進や利害調整(少子高齢化対策、インフラ維持、行政や施策効率化等の課題解決)
- ・証拠に基づく政策立案による優先順位、調査・政策立案能力
- ・住民をお客様として見なせず、**難しい課題に取り組む際の『協力者』と認識すること。**

本市への反映

(意見・課題など)

3日間で『①地方自治制度の基本、②地方議会制度、③地方議会と自治体財政、④条例と政策の審査・立案、⑤これからの議員に期待されていること』の5つのテーマで講義を受けた。何れのテーマも新人議員にとって必要な項目であったが、特に③地方議会と自治体財政は、予算に関する仕組みや語句を分かりやすく解説された。他研修テーマも期待した以上の講義内容であり、新人議員には受講いただきたい研修の一つとして勧めたい。

健全な市政には、市民の市政への参画が必要であるが、地方議員はなり手不足も深刻化しており、地方によっては無投票により議員が選ばれる自治体もある。本市も議会運営上の課題の表出は基より、市民の皆さまへ市政や議会を身近に感じて頂くため、今後は、自治体の責任である市民への効果的な広報のチェックや充実、政策の向上に関する提言、および議員の役目の一つである市政の発信を大切に、より市民に寄り添った市政を目指すとともに、より良い岡崎市となるよう、さらに市民の皆さまの声に添えていきたい。